

平成19年11月15日判決言渡・同日判決原本受領 裁判所書記官

平成19年(ネ)第4260号 アーケード利用料等請求控訴事件

(原審 東京地方裁判所平成18年(ワ)第22750号)

(口頭弁論終結の日 平成19年10月11日)

判 決

控 訴 人

上記代表者代表理事

上記訴訟代理人弁護士

被 控 訴 人

上記代表者代表取締役

上記訴訟代理人弁護士

坂 入 高 雄

島 幸 明

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、67万5150円及びこれに対する平成18年10月24日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審を通じ被控訴人の負担とする。
- 4 仮執行宣言

第2 事案の概要

- 1 本件は、商店街振興組合法（以下「組合法」という。）に基づき設立された

商店街振興組合である控訴人が、控訴人の地区内において、店舗の転貸業を営む被控訴人に対し、被控訴人は控訴人の組合員である、そうでなくとも被控訴人との間で黙示の合意があったとして、控訴人の組合員に賦課されるアーケード利用料、維持管理費、賦課金及び平等割（以下、これらを総称して「本件経費等」という。）並びにこれらに対する訴状送達の日翌日である平成18年10月24日から支払済みまでの商事法定利率による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、被控訴人は、控訴人に出資金を支払って加入したことにはならないから、組合法及び約款の規定により控訴人の組合員ではなく、また、控訴人との間で、本件経費等を支払うとの黙示の合意も認められないから、本件経費等の支払義務はないとして、控訴人の請求を棄却したので、これを不服とする控訴人が控訴した。

2 「前提事実」及び「争点及び争点に対する当事者の主張」は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」中の「2 事案の概要」の(2)及び(3)（2頁3行目から4頁4行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 2頁8行目から9行目にかけての「商店街振興組合である。原告は、商店街にアーケードを設置している（以下「本件商店街」という。）。」を「商店街振興組合である（以下、同地区の商店街を「本件商店街」という。）。」に改める。

(2) 同頁21行目から22行目にかけての「（以下「本件賦課金」という。）」を削る。

(3) 同頁23行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

ニ 被控訴人は、控訴人に対し、出資金を払い込んでいない。

(4) 同頁26行目末尾の次に「又は黙示の支払合意があったか。」を加える。

(5) 3頁8行目の「規定」を「規定（組合法25条，定款9条3項）」に改め

る。

(6) 3頁13行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

被控訴人は、平成11年2月に控訴人組合に対して加入を申し込み、それ以来平成16年12月までは組合費を払い続けていた。その間、被控訴人は、自らを組合員ではないとか、組合費の支払義務がないなどと主張したことはなかった。

このような場合、被控訴人は、出資の払込みが完了していないとしても、組合員としての権利行使、すなわち組合の運営に参加することが認められないだけであって、それ以外の場面では組合員となっていると考えるべきである。

また、前記のとおり、被控訴人は、控訴人への加入申込み、組合費の支払に加え、控訴人の組合活動により利益を享受していることから、控訴人との間で、本件経費等を負担する旨の黙示の合意があったものである。

(7) 4頁4行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

また、被控訴人が義務だけは組合員と同じものを負担し、権利としての議決権がないような不平等な黙示の合意をするはずがない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」中の「3 争点（被告は原告組合に加入しているか否か）に対する判断」（4頁5行目から6頁9行目まで）に記載のとおりであるので、これを引用する。

- (1) 4頁13行目から14行目にかけての「約款」を「定款（甲3）」に改める（以下同じ）。
- (2) 同頁14行目の「組合員の資格」を「組合員たる資格」に改める。
- (3) 同頁18行目の「したとき）」を「したとき）に」に改める。

(4) 5頁2行目及び4行目の各「本件賦課金」をいずれも「本件経費等」に改める。

(5) 同頁21行目の末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

なお、控訴人は、被控訴人が、平成11年2月に控訴人に対して加入を申し込み、それ以来平成16年12月までは組合費を払い続けており、その間、自らを組合員ではないとか、組合費の支払義務がないなどと主張したことはなかったのであるから、出資の払込みが完了していないとしても、組合員としての権利行使、すなわち組合の運営に参加することが認められないだけであって、それ以外の場面では組合員となっていると考えるべきである、と主張する。

しかし、前記のとおり、組合法は定款で定めるところにより、加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込みを了したときに組合員となると定め（25条）、控訴人の定款においても、組合員たる資格を有する者は、理事会の承諾を得て、引受出資口数に応ずる出資金の払込みを了したときに組合員となる旨定めている（9条3項）のであるから、被控訴人が過去に控訴人への加入の申込みをし、組合費を払い続けていた事実があったとしても、出資金の払込みを了していない以上、控訴人の組合員となるものではなく、控訴人の主張はその前提を欠くものとして失当である。

(6) 同頁22行目「前記原告と被告間の事実関係から」を「被控訴人が、控訴人組合に対し加入の申込みをし、組合費を継続的に支払っていたことに加え、控訴人の組合活動により利益を享受していることから」に改める。

(7) 同頁23行目の「組合費」を「本件経費等」に改める。

(8) 6頁4行目の「賦課金」を「新たな経費等」に改める。

(9) 同頁5行目の「必ずしも」を削る。

(10) 同頁6行目の「義務を内容とする合意」を「義務の負担を内容とする合

意」に改める。

(1) 同頁9行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

以上によれば，被控訴人は，非組合員として，本件経費等を負担することなく組合活動による利益を事実上享受し得る事態が発生するという面があるが，前記のとおり，組合法が組合員について強制加入の仕組みをとっておらず，組合への加入・脱退が自由とされている以上，かかる事態はやむを得ないところといわざるを得ない。

2 結論

よって，控訴人の請求はいずれも理由がないから棄却すべきところ，これと同旨の原判決は相当であり，本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし，主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官 都 築 弘

裁判官 園 部 秀 穂

裁判官 古 賤 英 明

これは正本である。

平成19年11月15日

東京高等裁判所第24民事部

裁判所書記官 奥垣内 かずさ